

2017年11月13日 全10頁

法律・制度 Monthly Review 2017.10

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
小林 章子

[要約]

- 10月の法律・制度に関する主な出来事と、10月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 10月は、衆議院解散に伴う第48回衆議院議員総選挙が行われたこと（22日）、金融庁がフェア・ディスクロージャー・ルールに関する細目等を定める政令・内閣府令案等を公表したこと（24日）、金融庁が「平成28事務年度 金融レポート」を公表したこと（25日）、東京証券取引所等が株式等の決済期間をT+2に短縮することを決定したこと（26日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○10月の法律・制度レポート一覧	2
○10月の法律・制度に関する主な出来事	3
○11月以後の法律・制度の施行スケジュール	5
○今月のトピック	
米国、税制改革案の公表	6
○レポート要約集	8
○10月の新聞・雑誌記事・TV等	10
○10月のウェブ掲載コンテンツ	10

◇10月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
5日	なるほど！つみたてNISA 第7回 ～投資対象を幅広く分散させよう～	是枝 俊悟	税制	2
6日	米国、税制改革案の公表 ～法人税率は20%、個人所得税の最高税率は 35%にそれぞれ引下げへ～	鳥毛 拓馬	税制	6
	法律・制度 Monthly Review 2017.9 ～法律・制度の新しい動き～	小林 章子	その他法律	14
12日	消費税増税等の家計への影響試算 (2017年10月版) <訂正版> ～2011年から2020年までの家計の 実質可処分所得の推移を試算～	是枝 俊悟	税制	13
17日	企業情報開示と監査、大規模な見直しへ ～非財務情報拡充、四半期決算見直し、 監査報告書透明化～	吉井 一洋	会計	14
31日	間近に迫ってきた相続法の改正 ～2017年末または2018年初めに 要綱案の取りまとめへ～	小林 章子	その他法律	9

◇10月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
3日	<ul style="list-style-type: none"> ◇証券取引等監視委員会、「開示検査事例集」を公表。会社に対して訂正報告書等の自発的な提出を促した事例等、課徴金納付命令勧告を行った事例以外の事例も掲載している。 ◇金融庁と欧州委員会(EC)、ブリュッセルにおいて日EUハイレベル金融協議を開催。 ◇金融安定理事会(FSB)、「固有商品識別子(UPI)のガバナンス・アレンジメント：主要な基準と機能」を公表。
4日	<ul style="list-style-type: none"> ◇「証券投資の日」。各地でイベントが開催される。
5日	<ul style="list-style-type: none"> ◇国税庁、「財産評価基本通達の一部改正について(法令解釈通達)」(9月20日付)を公表。取引価格のない株式の評価方法、宅地の評価方法等に関する平成29年税制改正対応。 ◇国税庁、「『財産評価基本通達の一部改正について』通達等のあらましについて(情報)」(10月3日付)を公表。
6日	<ul style="list-style-type: none"> ◇日本公認会計士協会(JICPA)、「倫理規則」、「独立性に関する指針」及び「職業倫理に関する解釈指針」の改正並びに「違法行為への対応に関する指針」の制定に関する公開草案を公表(意見提出期限は11月6日まで)。 ◇JICPA、監査基準委員会報告書250「財務諸表監査における法令の検討」の改正及び当該改正に関連する品質管理基準委員会報告書等の一部改正の公開草案を公表(意見提出期限は11月6日まで)。 ◇パーゼル銀行監督委員会(パーゼル委)、プレス・リリース「安定調達比率の実施およびデリバティブ負債の取扱いについて」を公表。デリバティブ負債の所要安定調達(RSF)算入率を、20%から各国裁量で5%まで引き下げることに合意。
10日	<ul style="list-style-type: none"> ◇日本証券業協会(日証協)、「証券業界におけるSDGsの推進に関する懇談会」の第1回会合を開催。 ◇JICPA、監査・保証実務委員会実務指針「保証業務実務指針3000『監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針』」、監査・保証実務委員会研究報告「保証業務実務指針3000『監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針』に係るQ&A」及び同研究報告「監査及びレビュー業務以外の保証業務に係る概念的枠組み」の公開草案を公表(意見提出期限は11月11日まで)。 ◇金融安定理事会(FSB)、「『主要な金利指標の改革』(2014年7月金融安定理事会提言)の実施に関する進捗報告書」を公表。
11日	<ul style="list-style-type: none"> ◇デンマークとの新租税条約が署名される(未発効)。 ◇証券監督者国際機構(IOSCO)、最終報告書「その他格付関連商品」を公表。
12日	<ul style="list-style-type: none"> ◇国際会計基準審議会(IASB)、「負の補償を伴う期限前償還要素」(IFRS第9号の修正)及び「関連会社及び共同支配企業に対する長期の持分」(IAS第28号の修正)を公表。2019年1月1日以後開始事業年度から適用される(早期適用可)。
13日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融庁、財務諸表等規則等の一部改正案を公表(意見提出期限は11月11日まで)。企業会計基準委員会(ASBJ)による「税効果会計に係る会計基準」の一部改正案等を受けたもの。 ◇日本監査役協会、改定版「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を公表。 ◇東京都の「国際金融都市・東京のあり方懇談会」、最終とりまとめを公表。 ◇FSB、金融セクターのサイバーセキュリティにおける規制・ガイダンス・監督上の慣行に関する報告書を公表。 ◇IFRS財団評議員会、IFRS諮問会議(IFRS Advisory Council)のメンバーの新任、再任及び退任を公表。
16日	<ul style="list-style-type: none"> ◇政府税制調査会第12回総会が開催。税務手続きの電子化、BEPS対応(移転価格税制等)について議論される。
17日	<ul style="list-style-type: none"> ◇国税庁、「『租税特別措置法(株式等に係る譲渡所得等関係)の取扱いについて』等

17日	の一部改正について（法令解釈通達）」の趣旨説明（情報）（10月10日付）を公表。
18日	◇金融庁及び東京証券取引所、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の第11回会合を開催。コーポレートガバナンス改革の進捗状況として、代表取締役等の選任基準・後継者計画、政策保有株式、アセットオーナー（特に企業年金）のスチュワードシップ活動等について議論される。
19日	◇法務省、「中間試案後に追加された民法（相続関係）等の改正に関する試案（追加試案）」に関するパブリックコメント結果を公表。
20日	◇金融庁、「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針を公表した金融事業者のリストを更新。成果指標（KPI）の好事例として、「投資信託における長期・積立・分散投資の状況（平均保有年数、販売に占める積立投信の割合、コア商品比率）」、「投資信託の運用損益別顧客比率」が挙げられている。 ◇金融庁、庁内における「職場つみたてNISA」の導入を公表。 ◇法制審議会戸籍法部会の第1回会議が開催される。戸籍事務へのマイナンバー制度の導入などについて議論。
22日	◇衆議院解散に伴う第48回衆議院議員総選挙が行われる。
23日	◇日本銀行、「金融システムレポート（2017年10月号）」を公表。金融システムの潜在的な脆弱性として、金融機関の低収益性と競争激化の構造的背景とその影響について考察。 ◇政府税制調査会第13回総会が開催。所得控除方式の見直し等について議論される。 ◇米国証券取引委員会（SEC）、米国公開会社会計監視委員会（PCAOB）により最終化された新しい監査報告に関する監査基準を承認。「監査上の重要な事項（critical audit matters:CAM）」の記載等を求める内容。
24日	◇金融庁、平成29年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等を公表。HFT取引を行う者の登録制導入、フェア・ディスクロージャー・ルールに関する細目（ルール対象となる上場会社等の範囲、情報受領者の範囲、公表方法）等の改正（意見提出期限は11月22日まで）。2018年4月1日から施行予定。 ◇金融庁、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案を公表（意見提出期限は11月22日まで）。開示内容の共通化・合理化、非財務情報の充実等を行うもの。 ◇国際監査・保証基準審議会（IAASB）、ニューヨークにおいて会議を開催（26日まで）。
25日	◇金融庁、「平成28事務年度 金融レポート」を公表。 ◇消費者庁、消費者契約法の見直しに関するパブリックコメント結果を公表。 ◇パーゼル委、最終文書「ステップイン・リスクの特定と管理に係るガイドライン」を公表。
26日	◇東京証券取引所、大阪取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所、札幌証券取引所、SBI ジャパンネクスト証券及びチャイェックス・ジャパン、株式等の決済期間を現行のT+3からT+2に短縮することを決定。実施予定日は2019年の4月又は5月の連休明けが想定されている。 ◇経済産業省の「持続的成長に向けた長期投資（ESG・無形資産投資）研究会」、報告書「伊藤レポート2.0（「持続的成長に向けた長期投資（ESG・無形資産投資）研究会」報告書）」を公表。 ◇米国財務省、金融規制改革に関する報告書の第3弾「経済的機会を創出する金融システム 資産運用及び保険」を公表。
27日	◇金融庁、ICO（Initial Coin Offering）に関する注意喚起を公表。
31日	◇ASBJ、IFRS第9号「金融商品」等の修正国際基準（JMIS）の公開草案を公表（コメント期限は2018年1月4日まで）。 ◇ASBJ、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」等の修正国際基準（JMIS）を公表（10月31日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用）。 ◇国際会計士連盟（IFAC）の国際公会計基準審議会（IPSASB）、公開草案第63号「社会給付」を公表（コメント期限は2018年3月31日まで）。

◇11月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2017年 (H29)	11月13日	◇マイナンバーの仕組みを活用した「情報連携」及び「マイナポータル」の本格運用が開始。
	1月1日	◇任意での預貯金へのマイナンバーの紐づけ開始。 ◇個人型及び企業型の確定拠出年金について、掛金の拠出限度額が月単位から年単位に変更。 ◇NISAの第2期勘定設定期間が開始。 ◇つみたてNISAが開始。年間投資上限額40万円、非課税保有期間(最大)20年間。 ◇配偶者控除・配偶者特別控除の見直し。所得控除38万円の対象となる配偶者の収入の上限を103万円から150万円に引上げ。 ◇IFRS(国際財務報告基準、国際会計基準)9号「金融商品」発効。
2018年 (H30)	1月3日	◇EU第二次金融商品市場指令(MiFID II)/MiFIR、施行。
	4月1日	◇(2018年4月1日以後開始事業年度より)法人税率が23.4%から23.2%に引き下げ。 ◇欠損金の繰越控除の見直し(当期所得の55%→50%)。 ◇欠損金の繰越期間の延長(9年→10年)。 ◇(外国関係会社の2018年4月1日以後開始事業年度より)外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)の改正が適用。
	10月1日	◇上場株式の売買単位の100株単位への移行期限。
	12月31日	◇既存の証券口座等に係るマイナンバーの告知の経過措置が終了。 ◇NISAの初年度(2014年分)投資枠について、5年間の非課税保有期間が満了。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。 ◇請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日。
	4月~5月	◇株式等の決済期間が、現行のT+3(約定日の3営業日後に決済)からT+2(約定日の2営業日後に決済)に短縮。
2019年 (H31)	10月1日	◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。 ◇消費税の軽減税率制度(8%)の導入。 ◇車体課税の見直し(自動車取得税の廃止、環境性能割の導入)。 ◇(2019年10月1日以後開始事業年度より)地方法人特別税を廃止し、地方法人税率が4.4%から10.3%に引き上げ。 ◇年金生活者支援給付金の支給開始(予定)。
2020年	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。
	3月31日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。
2021年	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ。
	12月31日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税特例の適用期限。 ◇住宅ローン減税の適用期限。
2023年	10月1日	◇適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入開始。

※原則として、10月31日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、原則として3月末決算法人の例を記載。今回新規に追加したものは太字で記載。

◇今月のトピック

米国、税制改革案の公表

～法人税率は 20%、個人所得税の最高税率は 35%にそれぞれ引下げへ～

2017 年 10 月 6 日 鳥毛 拓馬

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20171006_012352.html

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表 1 税制改革の原則

1. 税法を簡素、公正かつ理解しやすいものとする。
2. 米国人労働者が苦勞して得た給与がより多く残るようにして、その手取りを増やす。
3. 米国のビジネスと労働者のための競争条件を公平にすることにより、米国を世界のビジネスを引き付ける場とする(make America the jobs magnet of the world)。
4. 米国経済に再投資させるため、現在、米国外に留保されている数兆ドルの資金を還流させる。

(出所) ホワイトハウス資料より大和総研作成

図表 2 税制改革の目的

- ・ 中間層に対する税制上の軽減措置
- ・ 大多数の米国人に対する税務申告の簡素化(The simplicity of “postcard” tax filing)
- ・ 企業、特に中小企業に対する税制上の軽減措置
- ・ 雇用、資本、税収が国外流出するインセンティブの終結
- ・ 租税特別措置や抜け穴をふさぐことにより、課税ベースの拡大とすべての米国人に対するより高い公平性の提供

(出所) ホワイトハウス資料より大和総研作成

図表3 個人の税制（連邦税）改革案

	現行	改革案
最高税率	39.6%	35%
税率構造 (ブラケット)	10%、15%、25%、28%、33%、35% 39.6%の7段階	12%、25%、35%の3段階
標準控除	6,300ドル(単身者) 12,600ドル(夫婦合算)	12,000ドル(単身者) 24,000ドル(夫婦合算)
子ども税額控除	一人につき1,000ドルの税額控除	扶養控除廃止、子ども税額控除の拡大
項目別控除	医療費、諸税(不動産税、州税、地方税など)、支払利息、慈善寄附金など	住宅ローン支払利息、慈善寄附金は存続。他の項目別控除は廃止
代替ミニマム税	高額所得者に対する節税防止措置	廃止
遺産税	18%~40%(12段階) 標準控除:549万ドル(2017年)	廃止

(出所) ホワイトハウス資料などを基に大和総研作成

図表4 連邦法人税制改革案

	現行	改革案
連邦法人税率	35%	20%
パススルー事業体に対する税率	法人(35%)、個人(39.6%)	25%
内国法人(米国法人)への課税	全世界所得課税 ただし、子会社配当については、 米国親会社に配当された段階で 課税。	テリトリアル(源泉地主義)課税
米国外子会社留保利益への課税	米国内に還流されなければ原則 として、非課税(※)	留保利益に対して1回限り課税

(※) いわゆるタックス・ヘイブン対策税制(controlled foreign corporation:CFC税制)により、留保利益について課税される場合がある。

(出所) ホワイトハウス資料などを基に大和総研作成

◇レポート要約集

【5日】

なるほど！つみたてNISA 第7回

～投資対象を幅広く分散させよう～

先取り貯蓄で貯めるお金を使って投資信託を購入していく場合、どのような投資信託を選べばよいのでしょうか。インデックス投資信託を購入すると、幅広い投資対象に投資することでリスクを抑えて安定的なリターンを確保しやすくなります。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tsumitatenisa/20171005_012349.html

【6日】

米国、税制改革案の公表

～法人税率は20%、個人所得税の最高税率は35%にそれぞれ引下げへ～

2017年9月27日（米国時間）、トランプ政権と議会共和党指導部は共同で税制改革案を公表した。2017年4月26日にトランプ政権が単独で公表した税制改革案から大きな変更はなく、また、概要を示したにすぎないのも4月の改革案と同様である。個人の連邦所得税及び連邦法人税共に、ほぼ減税項目が並ぶ内容となっており、今後10年間で2.2兆ドルの減税となると試算されている。

個人の連邦所得税に対する改革案については、最高税率を現行の39.6%から35%に引き下げ、税率構造（ブラケット）を現行の7段階から12%、25%、35%の3段階にして簡素化するとともに、標準控除を約2倍にするとしている。

連邦法人税については、世界で最も高いとされる現行の35%から、20%に引き下げるとしている。パススルー事業体に対する課税についても、25%に引き下げるとしている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20171006_012352.html

法律・制度 Monthly Review 2017.9

～法律・制度の新しい動き～

9月の法律・制度に関する主な出来事と、9月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

9月は、バーゼル銀行監督委員会が「バーゼルⅢモニタリングレポート」を公表したこと（12日）、政府税制調査会が開催されたこと（26日）、米トランプ政権が法人税率20%への引き下げなどの税制改革案を公表したこと（27日）、衆議院の解散が閣議決定されたこと（28日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20171006_012355.html

【12日】

消費税増税等の家計への影響試算（2017年10月版）＜訂正版＞

～2011年から2020年までの家計の実質可処分所得の推移を試算～

2011年から2020年までの制度改正による家計の実質可処分所得への影響について、最新の法令等をもとに試算を行い、「消費税増税等の家計への影響試算」を改訂した。

「片働き4人世帯」の実質可処分所得に影響を与える2011年から2020年までの制度改正は、概ね4期に分けられる。①2011年から2012年にかけては子ども手当の支給額の減少や住民税の年少扶養控除の廃止など「定額の負担増」の影響が大きく、②2013年から2015年にかけては、消費税率の引上げや厚生年金保険料率の引上げなど「定率の負担増」の影響が大き

かった。③2016年から2018年にかけては、給与所得控除の上限引下げや配偶者控除の所得制限など「高所得者の負担増」が行われ、④2019年から2020年にかけては再び消費税率の引上げにより「定率の負担増」が大きくなる。

これらを総合計した2011年から2020年までの変化を見ると、高所得の世帯（世帯年収1,500万円の世帯）と低所得の世帯（世帯年収300万円の世帯）における実質可処分所得の減少率が高く、その中間にあたる世帯（世帯年収500万円および1,000万円の世帯）においては相対的に実質可処分所得の減少率は抑えられていることが分かる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20171012_012364.html

【17日】

企業情報開示と監査、大規模な見直しへ

～非財務情報拡充、四半期決算見直し、監査報告書透明化～

2017年秋以降、企業情報開示や監査について重要な検討が行われる。

情報開示に関しては、事業報告と有価証券報告書の一体的開示、非財務情報の拡充、四半期決算の見直しなどがテーマになり、金融審議会などで検討されると思われる。

監査に関しては、監査報告書の透明化が企業会計審議会の監査部会で2017年10月17日から検討が開始される。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/20171017_012373.html

【31日】

間近に迫ってきた相続法の改正

～2017年末または2018年初めに要綱案の取りまとめへ～

2017年10月19日、民法等の相続関係（相続法）改正に関する2回目のパブリックコメント（以下、本件パブコメ）の結果が公表された。本件パブコメは、法務省の法制審議会の民法（相続関係）部会において、2017年8月1日から9月22日まで実施されており、遺産分割等に関する見直しおよび遺留分制度に関する見直しに限定して、コメントを求めている。

この公表に先立つ10月17日の第24回部会では、本件パブコメ結果を踏まえた改正案が審議されている。例えば、遺産分割前の裁判所外での預貯金の仮払い制度については、仮払いが認められる額の割合について預貯金の債権額（口座ごと）の3分の1を基準とするほか、上限額については政省令に委任することが新たに提案されている。

今後、当初の予定通り本年（2017年）末または来年（2018年）初めに改正の要綱案が取りまとめられれば、来年（2018年）の通常国会に改正法案が提出されるものと思われる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20171031_012414.html

◇10月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
日経ヴェリタス (10月22日付48面)	FDルール、アナリストガイドライン についてコメント	横山 淳
朝日新聞 (10月22日付朝刊3面)	消費税増税等の家計への影響試算について	是枝 俊悟

◇10月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
10月10日 掲載	コラム：2017年10月、厚生年金保険料率の「最後の引上げ」 が行われる http://www.dir.co.jp/library/column/20171010_012353.html	是枝 俊悟
10月16日 掲載	コラム：成人年齢はなぜ「20歳」なのか http://www.dir.co.jp/library/column/20171016_012366.html	小林 章子
10月25日 掲載	コラム：社外取締役選任義務化の議論、再び～会社法制（企業 統治等関係）部会を受けて～ http://www.dir.co.jp/library/column/20171025_012396.html	横山 淳